

《 インボイス制度適格請求書発行事業者登録番号 について 》

いつもサンアイビジネスにお取り組みいただきありがとうございます。

令和5年10月より " **インボイス制度** " が始まります。

インボイス制度の施行に伴い、会員様へのコミッションのお支払いに関する規定が変更になります。

1. 施行開始日 令和5年10月1日

※令和5年9月30日までに登録申請を行う必要があります

2. **適格請求書発行事業者登録をしていない会員様への
コミッション支払いは消費税抜きで支払われます**

〔適格請求書発行事業者登録〕がお済みの会員様は弊社まで【事業者登録番号】をFAXにてお知らせください（担当：横井）

【 適格請求書発行事業者登録番号連絡書 】

会員ID

氏名又は名称

〒

住所（納税地）

登録番号

（記入例：T1-1111-1111-1111）

注）弊社では税務相談について対応することができませんのでご了承ください

経理の実務に関しては最寄りの税理士や会計事務所に手続きを依頼することができます



詳細はこちらのQRコードより

ご確認ください

国税庁「インボイス制度特設サイト」

サンアイ株式会社

TEL 03-5813-3831

FAX 03-5813-3832